

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省職業安定局雇用保険課

1. 改正の趣旨

- 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）の一部の施行に伴い、社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令（平成26年厚生労働省令第72号）等について所要の規定の整備等を行う。

2. 改正の概要

（社会保険労務士法施行規則関係）

- 社会保険労務士又は社会保険労務士法人が申請書等を作成した場合に、その作成の基礎となった事項を付記等することができる申請書等の範囲に、一般被保険者の教育訓練休暇開始時の賃金額の届出及び特定理由離職者又は特定受給資格者の介護又は育児のための休業又は所定労働時間短縮の開始時の賃金の届出に係る証明書を加えること。
- 所要の規定の整備を行うこと。

（生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令関係）

- 保護の実施機関又は福祉事務所長の求めに基づき、厚生労働大臣が提供を行う情報に、教育訓練休暇給付金の情報を追加すること。
- 所要の規定の整備を行うこと。

（その他）

- 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）についても所要の改正を行うが、同令の改正は雇用保険法（昭和49年法律第116号）の施行に関する重要事項に係る命令等であって、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第4号及び行政手続法施行令（平成6年政令第265号）第4条第1項第10号に該当するため、意見公募手続の対象としない。

3. 根拠条項

- 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第2条第1項第1号の3並びに第17条第1項及び第2項
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）別表第一 等

4. 施行期日等

- 公布日：令和7年4月中旬（予定）
- 施行期日：令和7年10月1日